電気通信大学課外活動共用施設運営規程

平成16年 4月 1日 改正 平成24年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学における課外活動共用施設(以下「施設」という。) の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 施設は、学生相互の交流に寄与するとともに、学生の課外活動のために使用する ことを目的とする。

(呼称)

第3条 施設は、サークル会館と呼称する。

(使用者の範囲)

- 第4条 施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 本学が公認した課外活動団体
 - (2) その他学長が指名する副学長(以下「副学長」という。)が認めた者 (使用日時)
- 第5条 施設の使用時間は、9時から22時までとする。ただし、次の各号に定める日は、 使用しないこととする。
 - (1) 年末、年始の指定された期間
 - (2) 使用に支障があると副学長が判断した日
- 2 前項の規定にかかわらず、副学長が必要と認めた場合は、使用日時を変更することがある。

(使用手続)

- 第6条 施設の使用に当たっては、事前に副学長の許可を受けなければならない。 (遵守事項)
- 第7条 施設を使用する者は、別に定める使用上の注意事項を遵守しなければならない。 (損害賠償)
- 第8条 施設を使用した者が、故意又は重大な過失により施設、設備及び備品等を滅失、 損傷又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、施設の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。